

1 原状回復方針について

本県田子町及び岩手県二戸市の県境における産業廃棄物不法投棄に係る原状回復については、去る8月12日開催の県議会議員全員協議会において、県の考え方を御報告し、県民の代表である県議会の御意見をお伺いしたところでございます。

全員協議会において御説明申し上げたところではございますが、本件不法投棄現場の原状回復を進めるに当たっては、まず、現場周辺地域への汚染拡散を防止することが必要であるとともに、地域住民の水道水源として、また、本県の基幹産業である農林水産業に利用されている馬淵川水系の環境の健全な保全を目的とした対策を講じ、流域の方々の生活や農林水産業に係る環境を安全・安心なものとしなければならないと考えております。

このような基本的考え方の下に、私は、知事就任以来、地元の御意見や、県議会の皆様の御意見を十分に考慮しながら、原状回復方針を考えていくこととし、去る7月6日の現地視察の際に田子町長と意見交換し、また7月21日には地元住民の皆様との対話を実施し、御意見を伺いました。さらには、7月定例県議会の場でも様々な御質問や御意見をいただいたところであります。

また、8月5日には地元田子町から町が集約した意見書をいただきました。さらに、8月7日には馬淵川流域の関係市町村等で構成する八戸

地域県境不法投棄問題対策連絡会から要望書をいただいたところです。

そして、全員協議会において、県の方針案をお示しし、県議会の御意見をいただいたところです。

一方、岩手県と合同で学識経験者、地元住民等を構成員とする合同検討委員会を設置し、また、委員会のもとに技術部会を設置して原状回復方針等について検討いただき、提言をいただいたところでもあります。

私としては、これまでいただいた様々な御意見等及び水道水源や農林水産業に利用されている馬淵川水系が汚染されることは、地域住民の生活や健康を脅かすものであるとの思いも踏まえ、全員協議会にお示ししたとおり、原状回復については、馬淵川水系の環境保全を目的とし、汚染拡散の防止を最優先することを基本方針として、不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるよう原状回復対策を早急に実施したいと考えています。

そのためには、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本といたします。したがって、これまでの調査結果から推定されている約67万立方メートルが撤去の対象となるものです。

なお、撤去に当たっては、その内容を十分に情報公開しながら、住民や学識経験者等で組織する「原状回復対策推進協議会」などにおいて、例えば、人の健康保護、生活環境保全上の目標値として国が定めた土壌環境基準を満たす汚泥は、一般的には埋め戻しや盛土材、土壌改良材や有機肥料としてリサイクルされている実状に鑑み、そのような汚泥や土

壤環境基準を満たす堆肥様物など最終的に土壌に還元される性質のものなどについて、十分説明をし、その有効な再利用の方途について検討していただき、住民の方々のコンセンサスが得られる場合には、現地で有効活用することも可能であると考えております。

このような原状回復対策によって、流域の方々が安心、安全に暮らしていけるものと確信しております。

現場は県境に跨っていますが、一体のものとして対応していく必要があると考えており、岩手県とも十分に連携して対応してまいります。

2 現地処理施設建設に対する県の考え方について

(1) 特別措置法の期間内での実質稼働期間

- 1) 青森県環境影響評価条例に基づく調査や事務手続きに最低約2年間
- 2) 施設の建設に2年間
- 3) 廃棄物処理法に基づく設置許可及び処分業の許可の取得に約1年間
- 4) 平成24年度までに廃棄物を処理できる期間は、実質4年半

(2) 施設の規模、性能及びその費用

- 1) 汚染拡散防止対策後の撤去量約57万4千立方メートルを4年半で処理するとすれば、1日350トン(24時間稼働)の処理施設が必要
- 2) 施設の建設のためには、相当の敷地が必要
- 3) この施設の建設に係る費用は、約175億円から263億円
(これに係る費用は特別措置法の対象とはならない)
- 4) 電力、冷却水確保等のインフラ整備費、環境影響評価費用等の調査・事務費も必要
- 5) インフラ整備費等を除く原状回復の事業費及び施設建設費のみで、約537億円～624億円が見込まれる

(3) 現場外の既存処理業者活用による全量撤去の問題点への対応

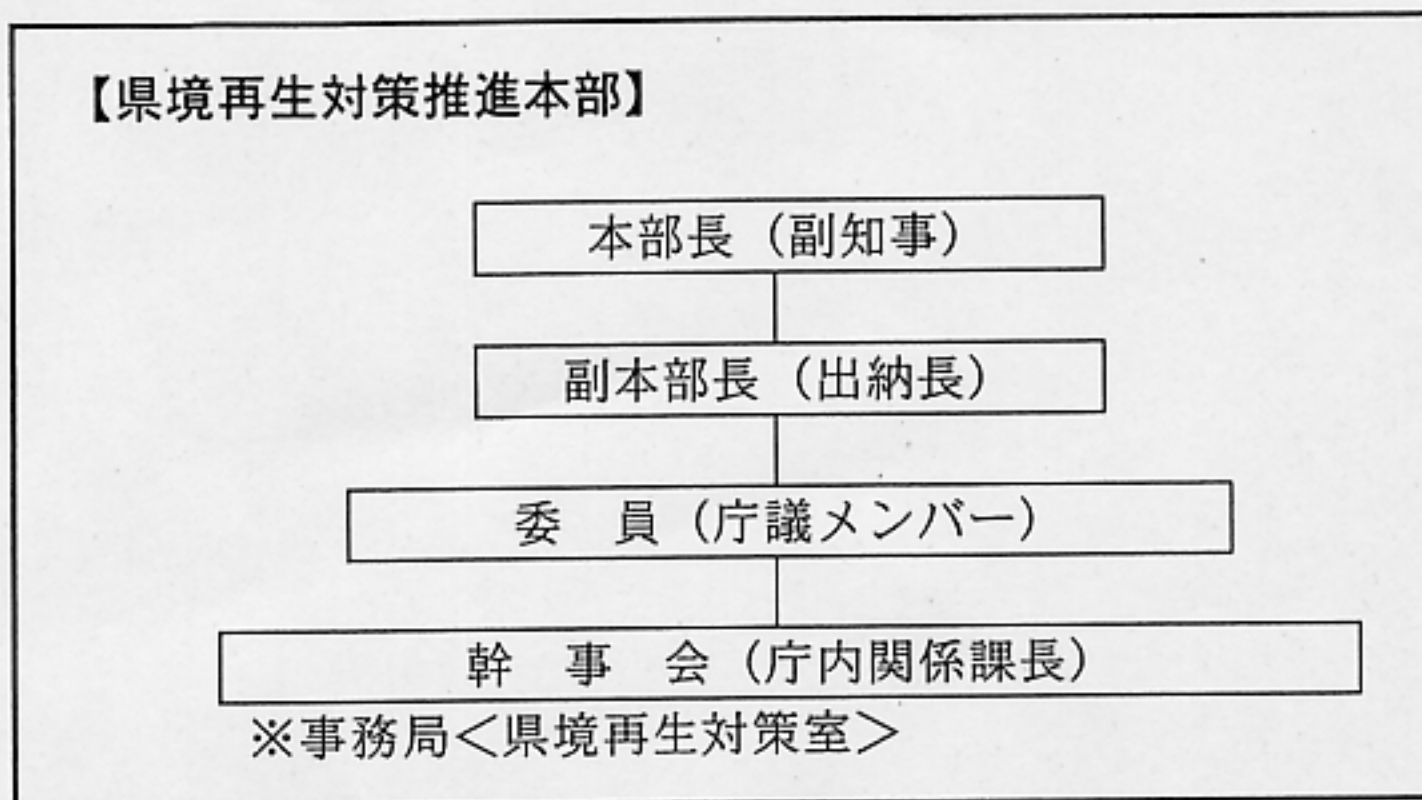
(搬出大型車両の往来に伴う騒音・振動、交通事故の問題等)

- 1) 車両の分散化、車両運行計画の作成、走行時間帯や走行速度の制限、誘導員の配置、運転手への安全運転の徹底など
- 2) 騒音・振動及び大気汚染に関する環境モニタリング調査による速やか且つ適切な対策
- 3) 以上の対策及び調査により町民生活の安全確保が図られる

3 県境再生対策推進本部及び県境再生対策室の設置について

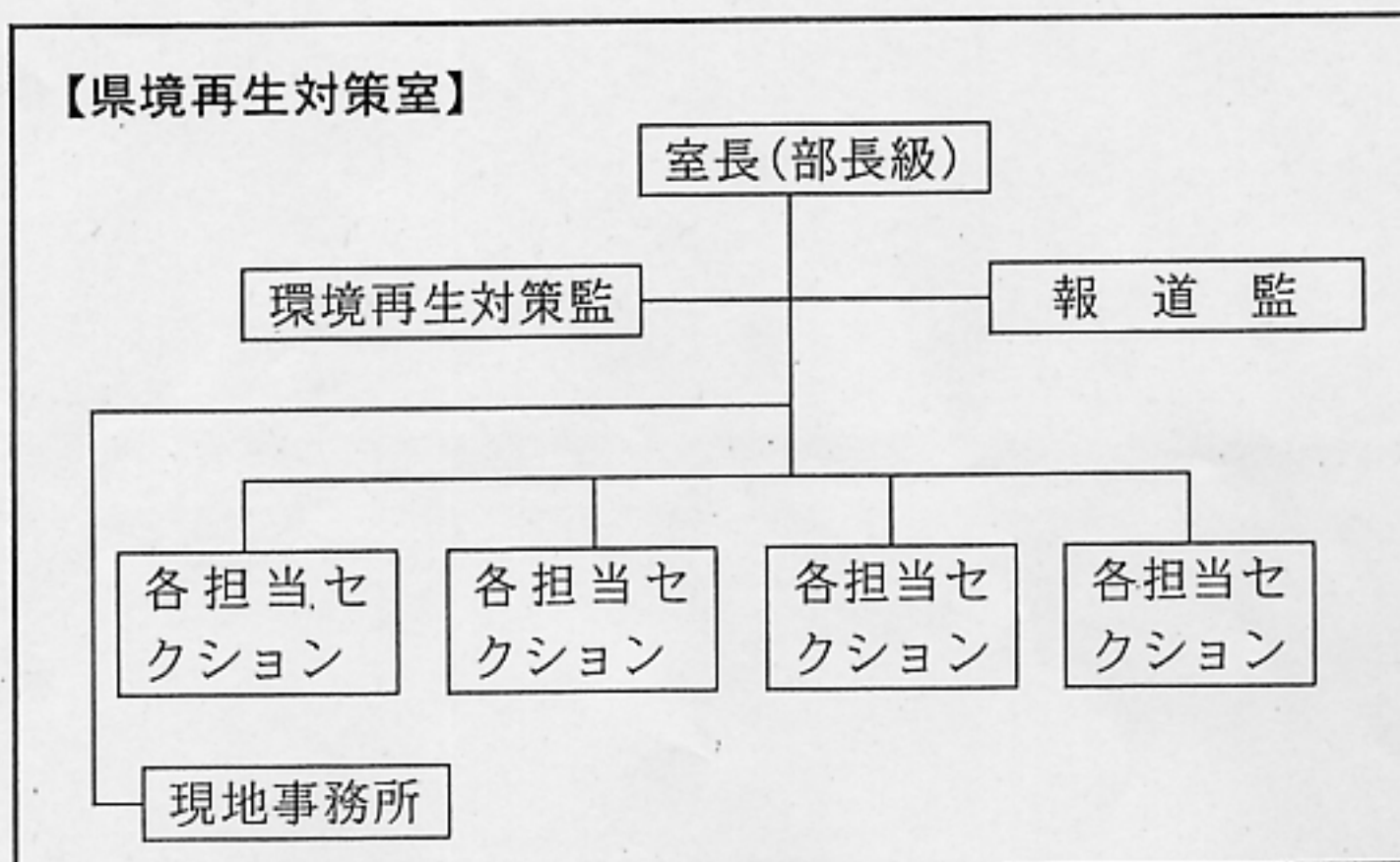
(1) 県境再生対策推進本部の設置

県境不法投棄に係る周辺対策等に全庁連携して取り組むための庁内組織として、副知事を本部長とする「県境再生対策推進本部」を設置。



(2) 県境再生対策室の新設

周辺対策を含め、県境再生を強力に推進するため、部から独立した組織として「県境再生対策室」を設置。(県境不法投棄対策チームは廃止。)



4 県境不法投棄に係る関係職員の処分方針について

(1) 処分対象者

区 分	対 象 者
廃棄物担当部局 (現環境生活部)	平成8年度～平成11年度 担当課長補佐以上
肥料取締法担当 部局 (現農林水産部)	平成10年度 担当課長補佐以上

※廃棄物担当部局の次長以上の職員及び平成10年度の肥料取締法担当部局の職員全員が退職している。

(2) 処分量定等

今後、具体的に検討の上、決定する。